

# 高山市人権だより

令和5年7月発行

〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地  
高山市 市民活動部 生涯学習課  
TEL : 0577-35-3155 FAX : 0577-35-3414  
E-MAIL : shougaigakushuu@city.takayama.lg.jp

## 外国人の人権を尊重しましょう

※携帯電話・スマートフォンで過去発行分の閲覧が可能。こちらから⇒



外国人であることを理由に、アパートへの入居を拒否されたり、外国人を排斥する言動(ヘイトスピーチ)が公然と行われたりするという事案や、言語・宗教・習慣等の違いから、外国人をめぐる様々な人権問題が発生しています。多様性を認め、偏見や差別をなくす必要があります。

令和3年末における、在留外国人数は約276万人で、日本の総人口の2.2%を占めています。また、同年9月時点で、高山市には約820人の外国人が住んでいます。新型コロナウイルスが第5類に引き下げられたこともあり、現在、たくさんの外国人が高山市へ観光に来ています。

### 外国人に関する様々な人権問題

- 地域社会で
  - ・温泉や銭湯等の公共浴場等の利用拒否
- 教育現場で
  - ・いじめや不登校
  - ・学習環境の整備不足
- 職場で
  - ・不利な扱いを受ける
  - ・偏見や誤解 (上記は一部の例です)



### 私たちにできること

- ・外国人を孤立させない
- ・社会を構成する一員として受け入れる
- ・言葉の壁、制度の壁、心の壁をなくす

外国人の人権を尊重し、みんなで協力して  
**多文化共生社会**を実現しましょう。

## 多文化共生とは？

「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」  
(総務省:多文化共生の推進に関する研究会報告書より)

国籍や文化が違えば考え方も違います。

お互いを尊重し合い、共に生活するという意識を持つことが大切です。

【高山市HPより引用】

「自分が外国人だったら」という視点で、周りを見渡してみましょう。

言語、文化、制度の壁で取り残されている人はいませんか？

外国から来た人が「日本っていい国だな」と思えるかどうかは、**私たちの言動**にかかっています。



## 外国人に対する人権侵害相談窓口

### ■外国語人権相談ダイヤル(Foreign-language Human Rights Hotline)

☎0570-090911 【受付時間:平日(Weekdays) 9:00~17:00】

※この電話は民間の多言語電話通訳サービス提供事業者に接続の上、管轄の法務局・地方法務局につながります。

### ■外国語インターネット人権相談

(Human Rights counseling services on the Internet)

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html#01>



対応言語:英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語  
(Languages: English, Chinese, Korean, Filipino, Portuguese, Vietnamese, Nepali, Spanish, Indonesian, Thai)